

# 「令和6年能登半島地震」による損害について、被災事業用資産の損失額を必要経費に算入する場合の入力方法

## 事業所得（営業・農業）がある場合

「収入金額・所得金額の入力」画面で**事業所得（営業・農業）**の「入力する」ボタンをクリックし、「事業所得の入力」画面の中段「**被災事業用資産の損失を入力する**」をクリックして損害の内容を入力する方法をご案内します。

### 【入力例】

※赤字部分は、右記【入力例】のとおり操作してください。

① 「はい」を選択する

② 能登半島地震の発生は令和6年1月1日であるが、便宜上「令和5年12月31日」を選択する

**被災事業用資産の損失額の入力（事業所得）**

1 災害の原因  
被災事業用資産に係る災害の原因は、令和5年4月1日以後に発生した特定非常災害の指定を受けた災害によるものですか？  
【必須】  
→特定非常災害の指定を受けた災害を確認する  
※「令和6年能登半島地震」による損害について、令和5年分において被災事業用資産の損失額を必要経費に算入する場合は「はい」を選択してください。  
「令和6年能登半島地震」による損害の入力方法については、以下のリンクをご確認ください。  
→「令和6年能登半島地震」による損害について、被災事業用資産の損失額を必要経費に算入する場合の入力方法

①  はい  いいえ

2 被災事業用資産の損失額の入力  
C欄については自動で計算されます。（A、Bがマイナスの場合、0円と表示されます。）

損害年月日など	A 損害金額	B 保険金などで補填される金額	C 差引損失額 (A - B)
損害年月日 令和5年12月31日			
資産の種類など 倉庫			
損害の原因 令和6年能登半島地震	5,800,000	4,800,000	1,000,000

「C 差引損失額」の詳細項目

「C 差引損失額」の項目	損失額
「C 差引損失額」の項目	

(引き続き画面の案内に沿って入力する)